

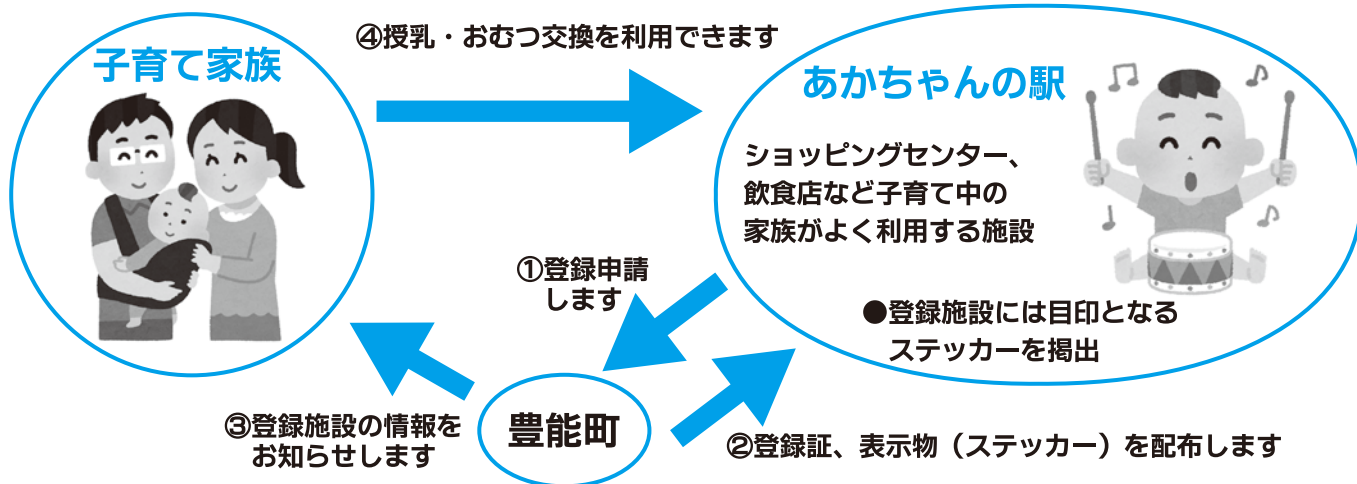
## 「あかちゃんの駅」登録制度を始めます

この事業は子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを進め、子育てしやすいまちづくりを推進するものです。



事業者の方へ  
整備補助制度があります

### 「あかちゃんの駅」のしくみ



### 「あかちゃんの駅」とは

下記(1)(2)の設備があり(3)の一部を提供できる施設を「あかちゃんの駅」として登録し、子育て家族に無料でご利用いただけます。

- (1) 外部の目を気にせずに授乳できる設備
- (2) ベビーベッド、おむつ交換台などの設備
- (3) ミルク用のお湯、おむつまたはおしりふきシート、電子レンジ、トイレ内のベビーキーパー

### 事業者の方へ 登録方法・補助金制度 詳細は下記までお問い合わせください

#### ●登録方法

- (1) 登録を希望する事業者は「登録申請書」と必要書類を持参または郵送によりご提出ください。（「登録申請書」は町ホームページからダウンロードできます。郵送、FAXをご希望の場合は、まちづくり創造課までご連絡ください。）
- (2) 町は登録の要件を満たすと認めるときは、登録証と表示物（ロゴマークのステッカー）をお渡しします。
- (3) 登録施設は、表示物を利用者が見やすい場所に掲出いただきます。町では、登録施設をホームページに掲載するなど広く情報提供します。

#### ●補助金制度

「あかちゃんの駅」として、授乳やおむつ替えなどの対応が可能な場所を提供いただける店舗・事業所に対し、設備設置などにかかる費用について助成します。

補助額…上限100,000円 申請期間…令和3年8月～令和4年2月

※設備設置前に書類申請いただく必要があります。

### 問い合わせ先・登録申込み先

豊能町まちづくり創造課

〒563-0292 豊能町余野414-1

☎072-739-3412 FAX 072-739-1980 ✉machisouzou@town.toyono.osaka.jp

## 【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】

# 後期高齢者医療 被保険者証 が変わります

8月から、「後期高齢者医療被保険者証」が“桃色”に変わります。

新しい被保険者証は、7月下旬までに簡易書留にて送付します。新しい被保険者証は、お手元に届いたときから使用できます。

また、現在お持ちの被保険者証(うす緑色)の有効期限は、7月31日までです。それ以後は使用できませんのでご注意ください。

○有効期限の過ぎた被保険者証は、ご自身で破棄いただくか、保険課または吉川支所へお返しく下さい。

## 後期高齢者医療保険料の決定について

令和3年度の後期高齢者医療保険料の決定に伴い、7月中旬に被保険者の皆さまに保険料額決定通知書を送付します。保険料の納入方法は、年金から直接納めていただく「特別徴収」と、口座振替や保険料額決定通知書に同封する納付書で納めていただく「普通徴収」の2通りに分かります。

また、年度途中で被保険者となられた方は、資格を取得した月から月割で保険料を納めていただきます。

## 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)は、医療機関の窓口で提示すると、医療費、食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯(低所得Ⅰ、Ⅱ)に属する被保険者が対象となります。

現在、交付されている減額証の有効期間は7月31日までとなっており、引き続き8月1日から住民税非課税世帯に属する被保険者には、新しい減額証を7月下旬に豊能町から発送します。

②後期高齢者医療限度額適用認定証(限度証)は、医療機関の窓口で提示すると、医療費の自己負担限度額が適用されるもので、現役並み所得者区分Ⅰ、Ⅱの被保険者が対象となります。

現在、交付されている限度証の有効期間は7月31日までとなっており、引き続き8月1日から現役並み所得者区分Ⅰ、Ⅱの被保険者には、新しい限度証を7月下旬に豊能町から送付します。

※①減額証、②限度証共に、これまで交付を受けていなかった方で、対象となり交付を希望される場合は、随時、保険課または吉川支所で申請することができます。

## お問い合わせ

◎制度全般に関すること…大阪府後期高齢者医療広域連合 事務局

おもな業務内容	担当	電話番号
被保険者証、保険料などについて	資格管理課	☎06-4790-2028
高額療養費、健康診査、医療費通知などについて	給付課	☎06-4790-2031
予算、広報、議会などについて	総務企画課	☎06-4790-2029

◎保険料の納付、その他各種届出に関すること…保険課 ☎739-3422

## 個人番号カード(マイナンバーカード)の休日受け取りを実施しています。【予約制】

**受取日時** = 7月31日(土) 午前9時から正午まで 午後1時から5時まで **\*予約制になっています。**

**受取場所** = 役場本庁 住民人権課(豊能町余野4-1-4番地の1)

\*「交付通知書」に記載してある交付場所が【吉川支所】の場合も休日の受け取りは住民人権課になります。

**予約方法** = 7月29日(木) 午後5時までに、住民人権課までご予約ください。(先着順)

\*予約が埋まり次第、受付を終了しますのでご了承ください。

**受取時に必要なもの** = 交付通知書・通知カード(お持ちの方のみ)・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

交付済みの個人番号カード(お持ちの方のみ)・本人確認の書類(交付通知書でご確認ください。)

**8月以降の日程** = 広報とよの8月号およびホームページでお知らせします。

**問** = 住民人権課 ☎739-3418

## 案内一般

### 町議会 5月会議(5月18日)

主な内容は次のとおりです。

#### ○専決処分の報告の件(豊能町税条例等改正の件)

地方税法などの改正に伴い、個人町民税に関する給与所得者の扶養親族申告書などの電子提出に係る税務署長の承認の廃止など、所要の改正を行うものです。

#### ○専決処分の報告の件(令和2年度豊能町一般会計補正予算の件)(第11回)

既定の歳入歳出予算の総額に618万8千円を増額し、予算の総額を98億1,252万9千円とするものです。

歳出の内容は、利子および寄附金をそれぞれの基金に積み立てるものです。

#### ○令和3年度豊能町一般会計補正予算の件(第1回)

既定の歳入歳出予算の総額に1億4,957万5千円を増額し、予算の総額を72億7,657万5千円とするものです。

歳出の内容は、主に、子育て世帯生活支援特別給付金事業、"まち活"とよのリビングラボ事業、"まち活"子育て応援事業、「あかちゃんの駅」施設整備費補助事業、シニア健康アプリ活用事業、水道料金免除事業(基本料金を2か月分免除)、防犯カメラ設置

### 家屋調査にご協力ください

町では固定資産税の課税の公平を期すため、地方税法に定められた家屋調査を実施しています。

#### ▼新築・増築家屋の調査

新築・増築された家屋については、完成の翌年から建物の固定資産税が課税されますが、その税額算出のため、調査を実施しています。

調査では家屋の屋根や外壁、各部屋の内装などに使用されている資材などの状況を確認します。

#### ▼家屋の一斉調査の実施

この調査は、家屋の新築・増築、滅失を把握し、現況と課税内容を一致させるために行います。

いずれの調査にも「固定資産評価補助員証」を携帯した税務課の職員が伺います。また、必要に応じて屋内を拝見させていただくなどの内部調査を行いますので、ご協力をよろしくお願ひします。

#### ▼新築・増築・滅失家屋の届出のお願い

家屋(車庫や物置など小さい家屋を含む)を新築・増築した場合や取り壊した場合は、固定資産税額が変更されることがありますので、税務課までご連絡ください。

#### ▼宅地の軽減措置について

住宅の敷地には、軽減措置が適用されています。住宅の取り壊しなどで、

土地の固定資産税額が変わることがありますので、土地の利用状況を変更した場合、または変更する予定がある場合は、お問い合わせください。

問Ⅱ税務課 ☎739-3417

### 地籍調査がはじまります

地籍調査とは、一筆ごとの土地の地番、所有者、地目、境界や面積を調査し、登記所に備え付けられている登記簿と公図を正しく改める事業です。

この事業は国土調査法に基づき、国土の保全と地籍の明確化を目的に、主に市町村により実施されており、豊能町においては今年度より事業をはじめていきます。

事業の進め方については、災害復旧の迅速化や地域振興など、地籍整備による効果が大きく期待でき、国からの推進支援策を受けているD・D地区(ときわ台、東ときわ台、光風台)を重点調査地域と定め、順次実施していきます。

調査対象地区に土地を所有されている皆さま方には、土地境界確認の立会や測量のための土地への立入など、ご協力をお願いすることになります。

対象となる方々には、その都度、案内文などにて通知しますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

問Ⅱ建設課 ☎739-3420

### 春叙勲受章

#### 問Ⅱ総務課 ☎739-3415

元豊能町消防団寺田分団分団長、衛門重夫氏は四十年余りの永きにわたる消防使命の達成に尽瘁し、地域防災に貢献され、その功績が顕著であると認められたため、瑞宝単光章を叙されました。

問Ⅱ総務課消防担当(消防署東出張所内) ☎739-1200

## 国民健康保険料の決定について

令和3年度の国民健康保険料を決定しましたので、世帯主様あてに国民健康保険料賦課決定通知書を7月中旬に送付します。

### 令和3年度の保険料率

賦課方式	被保険者全員		
	医療分	後期高齢者支援金分	40~64歳の介護分
<b>所得割</b> 被保険者の前年中の総所得金額等から基礎控除43万円を除いた金額に対して	8.29% (8.06%)	2.64% (2.55%)	2.42% (2.40%)
<b>均等割</b> 被保険者一人あたり	28,700円 (変更なし)	9,100円 (9,000円)	17,900円 (15,700円)
<b>平等割</b> 加入一世帯あたり	31,200円 (30,300円)	9,800円 (9,600円)	
<b>賦課限度額</b> (賦課される保険料の上限額)	63万円 (61万円)	19万円 (変更なし)	17万円 (16万円)

( )内は令和2年度の料率または金額です。

### ▼保険料の納付方法

○納付書で納付  
1期(7月)から9期(翌年3月)に分けて納付していただきます。納付書裏面に記載の金融機関などで納付期限までに納めてください。

### ○口座振替で納付

毎月末日(金融機関の休日になる場合は翌営業日)に指定の口座から引き落とされます。  
※口座振替には別途手続きが必要です。

### ○特別徴収による納付

次のすべてに該当する世帯は特別徴収(年金からの天引き)となります。ただし、年度内に世帯主が75歳になる場合は特別徴収になりません。

●世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳~74歳である。

●世帯主が国民健康保険の被保険者であり、年金を受給している。

●特別徴収の対象となる年金の受給額が18万円以上(年額)であり、介護保険料と国民健康保険料を合わせた額が年金額の2分の1以下である。

問II保険課 ☎7399-3422

### 豊能町介護保険運営委員会委員を募集します

町では、介護保険法に基づく豊能町介護保険事業計画などの運営に関し協議をしていただくため、介護保険運営委員会を設置しています。このたび委員の任期が満了するため、被保険者を代表する委員を募集します。

応募資格II町内在住の40歳以上の方で平日の昼・夜間に開催する委員会出席できる方

任期II9月~令和6年8月(予定)

募集人員II1名(委員会は被保険者代表、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、関係行政機関などから構成されます。)

応募方法II郵便番号、住所、氏名、生

年月日、年齢、性別、電話番号、応募の動機(800字程度)を記載のうえ、〒5603-0292 豊能町役場保健福祉部保険課「豊能町介護保険運営委員会委員募集」係へ直接または郵送で提出してください。

申込期限II7月30日(金)まで(必着)

※選考結果は、ご本人に通知します。また、応募書類はお返ししませんので、あらかじめご了承ください。

問II保険課(介護)☎7399-3421

### 介護保険施設における居住費・食費の負担限度額認定申請について

介護保険施設への入所やショートステイ利用の場合、居住費(家賃や光熱水費)および食費は利用者負担となりますが、所得が低い方の負担が重くならないように軽減策が設けられています。この軽減を受けるためには申請が必要です。今回から、「利用者負担段階」、「預貯金額などの基準額の要件」などが変更になっております。

#### ①対象となるサービス(居住費・食費)

- ・介護老人福祉施設サービス(特別養護老人ホーム)※地域密着型含む
- ・介護老人保健施設サービス
- ・介護医療院サービス
- ・介護療養型医療施設サービス(介護保険適用の療養病床)

- ・短期入所生活介護・短期入所療養介

護(ショートステイ)

### ②対象となる方・軽減の内容

別表の第1段階から第3段階②に該当する方が軽減の対象です。申請により、所得などの状況に応じて居住費・食費の負担限度額(上限)を設定します。  
\*利用者負担段階の第2段階と第3段階①・第3段階②とを区別する年金収入などについては、非課税年金(遺族年金と障害年金)収入も含めて判定されます。

利用者負担段階	(1)所得基準額等の要件 ※世帯分離している配偶者の住民税課税状況も要件に含まれます。 ※年金には非課税年金も含まれます。	(2)預貯金額等の基準額の要件	居住費(滞在費)※日額				食費※日額 上段:施設 下段:短期入所
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者の方	単身1,000万円以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
	高齢福祉年金受給者の方	夫婦2,000万円以下			490円 (420円)	370円	300円
第2段階	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 600円
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下					1,310円
第3段階①	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身500万円以下 夫婦1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 1,300円
	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	なし					2,006円

・表中の( )内の料金は特別養護老人ホームおよび短期入所生活介護の場合です。  
・利用者負担は上表の居住費(滞在費)・食費のほか、介護保険サービスの1~3割負担があります。  
・その他、施設によっては日常生活費、特別な室料・特別な食費がかかる場合があります。

問II保険課(介護)☎7399-3421

## 令和3年度大阪府盲ろう者通訳・ 介助者養成研修 受講者募集

視覚と聴覚に重複して障がいのある盲ろう者のコミュニケーションと移動を支援するために、通訳・介助を行う「盲ろう者通訳・介助者」の養成研修を実施します。

対 盲ろう者福祉に熱意があり、盲ろう者通訳・介助者として活動することを誓約する方・すべてのカリキュラムを指定された日時に受講できる方

員 60人（昨年度中止になった本研修参加者を優先します）

研修期間 9月14日（火）から令和4年2月24日（木）の期間で18日間開講予定

所 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター（最寄駅：JR環状線、大阪メトロ中央線または鶴見緑地線「森ノ宮」駅）

備考 受講料は無料。テキスト代は実費負担をお願いします。

申 募集期間は7月15日（木）から8月13日（金）となりますので、受講申込書を8月13日（金）【必着】までに大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター1階（社福）大阪障害者自立支援協会（盲ろう者等社会参加支援センター）まで郵送、ファクシミリ、メールのいずれかにより送付をお願いします。

問 詳しくは、（社福）大阪障害者自立支援協会（盲ろう者等社会参加支援センター）まで

☎ 06-6748-0587

FAX 06-6748-0589

✉ nakanedaisyokyo.or.jp

## 訓練生募集（ハロートレーニング） 北大阪ぎせんこう

大阪府立北大阪高等職業技術専門学校（枚方市・津田サイエンスヒルズ）では、就職・転職を目指す方々の技術習得を応援しています。機械加工・金型製作を習得する「モールドクرافト科」、産業用ロボット・自動化技術を習得する「ロボテックオートメーション科」の2科目の10月入校生の募集に合わせ、見学説明会を次のとおり実施します。見学は完全予約制です。予約方法や募集期間・年齢制限などの詳細はホームページをご覧ください。

時 7月9日（金）、7月27日（火）、

8月25日（水）、9月6日（月）

いずれも、午後1時50分から午後3時50分まで

※開催日以外での見学も随時受け付けています。同校までお問い合わせください。

所 枚方市津田山手2-11-40 同校

交通 JR学研都市線「河内磐船」ま

たは「津田」駅から京阪バスに乗り、「津田サイエンスヒルズ」で下車。徒歩8分。

詳しくはホームページ：「北大阪校」で検索してください。

問 ☎ 072-808-2151 同校総務課まで

## 豊能町食育関連事業 鮎の放流体験とつかみ取りは 中止します

恒例の鮎の放流体験とつかみ取りは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止します。

楽しみにされていた皆さまにおかれましては申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、お願いします。

問 農林商工課 ☎ 739-3424

## 心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスターの募集

障がいのある人となない人との心のふれあいの体験を綴った作文や、障がい者への理解を促進するポスターを募集しています。入賞者には、賞状などを贈呈します。

作文 400字詰め原稿用紙（縦書き）で、小・中学生は2〜4枚、高校生・一般は4〜6枚

※点字や電子メールでの応募も可

ポスター 小・中学生のみ。B3画用

紙または四つ切りサイズ画用紙（縦長のみ）

募集期間 7月1日（木）〜9月3日（金）（必着）

応募方法 左記入郵送（9月3日必着）または持参

※ただし、土曜日・日曜日・祝日については持参による受付は行っておりません。

応募先・問

〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目2番12号

大阪府福祉部障がい福祉室  
障がい福祉企画課権利擁護グループ

☎ 06-6941-0351（内線2481）

FAX 06-6942-7215

●詳しくは、ホームページを検索してください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/keikak  
usuishin/syougai-info/r3sakubunpos  
uta.html